

経審改正

大企業、経営の質重視

4月施行 中小は社会性評価

国土交通省は31日、経営事項審査（経審）改正の具体的な内容を定めた建設法施行規則と関連する告示、通知を改正した。経審改正は、公正で実態に即した評価基準を構築し、生産性の向上や経営の効率化に向けた企業努力を評価・後押しするのが狙い。大企業の評価に当たっては、完成工事高偏重を是正し、利益や自己資本などの経営の質、技術力を重視する。一方、中小企業についても、労働福祉の状況など社会性に対する評価のウエートを上げる。施行は4月1日。

X-1(完工高)について では、評価項目を回転資本とし、△負債抵扱力▽収益性・効率性▽財務健全性▽絶対的力量――を評価する。評点幅は454-260点である3指標を設定する。企業集団の売上高の100分の5以上を占め、単独で審査した場合のYが親会社による運営の責任の果たし方で評点に差が付くよう評点を複数アピールする。また、元請工事高の評価項目に追加され、新規事業者間での適正な競争を促すため、完工高の施工業者に評点を付ける。さらに小規模事業者間での完工高の評価に差が付くよう評点を付ける。X-2(自己資本額など)については、ウエートを0・25で評価する。評価の上限も現行の完工高2000億円、評点261-6点から完工高1000億円、評点2080点に引き下げる。また、有価証券報告書提出社の議決権を過半数持つ会員社以外の場合、子会社についてのことを要件に設定する。

X-3(建設業)について では、評価項目を回転資本とし、△負債抵扱力▽収益性・効率性▽財務健全性▽絶対的力量――を評価する。評点幅は454-260点である3指標を設定する。Yが大きい場合では評点で2点、売上高が小さい場合では極端な差が付かる。Yが大きい場合では評点で4点とする。Yが小さい場合は評点幅は594点と118点、Y=0.2の場合は評点幅は1430点と0点となる。ZとWの評価項目は廃止する。

Y(経営状況)は、同様に建設する特定の評価項目とし、X-2(自己資本額など)では、Yと元請けのマージン率の上限を引き上げる。X-2(自己資本額など)に対する偏りを緩和する。

Z(技術力)は、ウエートを0・25と引き上げて評価する。技術者の重複カウンタは1人当たり2業種に限られる。技術者の重複カウンタの算出式は、「 $P=0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$ 」として、その評点分布は、同じ完工高の建設業者でも、経営内容、社会的責任の果たし方によって最も高いと最低点の差が大きくなる。

W(社会性など)では、元請けのマージン率の上限を引き上げ、元請けのマージン率が25%以上になると、元請けのマージン率の上限を引き上げる。X-2(自己資本額など)

表された研究開発費の金額を評価する。建設業の經理は、公認会計士などの数に加え、会計監査人や会計参与の会員のチェックリストに基づいて、自主監査を加点評価する。

国土交通省は、虚偽申請に対する營業停止期間を15日から30日と倍増し、Wの監査受審状況で加点された企業が財務諸表について虚偽申請をした場合、營業停止期間を45日とする方針で、3月にも通知する予定だ。

総合評定値（P）の算出式は、「 $P=0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$ 」とし、その評点分布は、年々建設業法に基づいて監督対象企業の指針なども定める。建設業法に基づいて監督対象企業を会計監査人設立会社に限定し、公認会計士に認定する。

部分は今回改正分

建設業の組織は、公認会計士などの数に加え、会計監査人や会計参与の会員のチェックリストに基づいて、自主監査を加点評価する。建設業の組織は、公認会計士などの数に加え、会計監査人や会計参与の会員のチェックリストに基づいて、自主監査を加点評価する。

国土交通省は、4月1日の

国土交通省は、4月1日の実験部分は今回の改正分です。

20年 1月 31日
建設通信新聞